

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について

平成 30 年 5 月

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課研究公正推進室

目次

はじめに	1
特徴的な取組	2
調査結果詳細	
1 室蘭工業大学	7
2 山形大学	15
3 物質・材料研究機構	23
4 東京藝術大学	31
5 電気通信大学	37
6 横浜国立大学	44
7 金沢大学	52
8 岐阜大学	59
9 名古屋工業大学	65
10 京都薬科大学	72
11 福岡教育大学	78
12 九州大学	83
13 熊本大学	91
14 琉球大学	98
15 沖縄科学技術大学院大学	104
参考	
1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票①	113
2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票②	119
3 各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容	126
4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応 に関する規程 ※規程の一例	130

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めており、研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、これまで、各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため、平成 27 年度には悉皆調査で「履行状況調査」を実施するとともに、平成 28 年度には、公正な研究活動を推進するための先進的・特徴的な取組等を掘り起こし、各研究機関の取組を促進することを目的として「研究機関における公正な研究活動の推進に資する促進モデル調査」を実施している。平成 29 年度には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」として、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を実施した。現地調査では、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公私立大学及び国立研究開発法人の 15 機関を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施したところである。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備のより一層の推進方策にいかすとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制整備を実施することを期待するものである。

特徴的な取組

平成 29 年度に実施した、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的として実施したものである。

平成 29 年度においては、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学並びに研究開発法人の 15 機関を対象に実施したところであり、ここでは、研究機関における種々の取組のうち、特に特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制等

○研究倫理教育の履修管理

- ・研究倫理教育の未受講者に対しては予算執行権限を停止することとし、受講の徹底を図っている。(室蘭工業大学、P. 8)
- ・研究倫理教育等を修了しない研究者、研究支援者(事務職員等)は公的研究費に係る業務ができないこととしている。(福岡教育大学、P. 78)
- ・研究倫理教育の受講を徹底するため、全員受講していない部局については、教育研究基盤校費を減額することとしている。(九州大学、P. 84)
- ・研究倫理教育の実施後に全ての研究者が提出する誓約書による研究倫理教育の履修管理を行っている。(横浜国立大学、P. 46)
- ・研究倫理教育の履修状況について、管理台帳により研究担当理事・副学長が全学の履修状況を把握する仕組みとしている。(山形大学、P. 16)
- ・教職員及び大学院生は e-learning により理解度の把握と履修管理を行っており、学部生は研究倫理教育の受講時に大学が独自に作成した理解度を把握するためのシートを解答し、結果を卒業研究の担当教員に渡し履修管理と教育に活用している。(京都薬科大学、P. 72)

○研究倫理教育の受講等の対応

- ・大学の研究者の研究倫理教育の受講率について年度計画に記載するとともに、研究不正に関する研修を財務担当部局と連携して定期的実施している。(金沢大学、P. 52)
- ・教職員に多層的に研究倫理教育を行っており、大学独自の研修と学外の e-learning を

組み合わせた教育プログラムを提供している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 105)

- ・大学として規定している不正行為の内容により合った研究倫理教育教材 (e-learning) を選択している。(福岡教育大学、P. 79)

(2) 研究倫理教育に関する取組

○学生に対する研究倫理教育の内容

- ・学部のオリエンテーションの科目において、レポートや卒業論文の作成についての情報や資料の収集方法などの中で研究倫理教育を含めた教育を行っている。(熊本大学、P. 94)
- ・学部のオリエンテーションの科目において、学長講演などにより技術者としての責任を自覚させるための教育を行っている。(名古屋工業大学、P. 66)
- ・博士課程における研究倫理教育において研究倫理(責任のある研究活動)について理解を深めるため、少人数のディスカッションを活用している。(京都薬科大学、P. 74)
- ・学部初年次から共通教材により特定不正行為について研究倫理教育を実施するとともに、「技術者倫理」において研究倫理についても教育を行っている。(室蘭工業大学、P. 8)
- ・芸術分野の特性を踏まえ、倫理に関連して社会に出た際に必要となる知識として、著作権等の教育を段階的なカリキュラムに位置付けている。(東京藝術大学、P. 32)

○研究倫理教育に関する学内連携等

- ・学生及び大学院生に対する研究倫理教育について、教育担当部局と連携し、各部局の意見をききつつ、文系(和文・英文)、理工系(和文・英文)の研究倫理教育の教材を作成し教育を行っている。(横浜国立大学、P. 48)
- ・学生及び大学院生に対する研究倫理教育について、教育担当部局と連携して教育を行っている。(電気通信大学、P. 38)
- ・研究倫理教育等について、教育担当部局との連携に加えて、社会からの意見を取り入れた教育を行っている。(名古屋工業大学、P. 65)
- ・大学全体の人材育成の視点「<グローバル>スタンダード」を踏まえて研究倫理教育を行っている。(金沢大学、P. 54)

○分野の特性等をふまえた特徴的な研究倫理教育

- ・教職大学院において、大学の指導教員及び学生だけでなく、学校や教育関係者が研究倫理を共有するためのガイドラインを作成し指導している。(岐阜大学、P. 63)
- ・専門教育(経済学類)において学習ガイドブックを作製し、研究倫理教育の内容を含めて教育している(金沢大学、P. 53)
- ・芸術分野の特性を踏まえて、学術論文執筆のための著作権ガイドラインを定めており、学

会の倫理規定や投稿規程についても教育している。(東京藝術大学、P. 34)

○研究倫理教育と技術者倫理・生命倫理

- ・学生の研究倫理教育を全学科必修科目の「技術者倫理」のなかに位置付けて行っている。(室蘭工業大学、P. 9)
- ・医学教育部では、学生の研究倫理教育を「生命倫理」の教育のなかで行っている。(熊本大学、P. 94)

○外国人を対象とした研究倫理教育

- ・新規に採用された外国人に対して、研究倫理教育を含めたオリエンテーションを外国人研究者を支援するセンターが実施している。(物質・材料研究機構、P. 24)

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

○研究データの保存等に関する取組

- ・大学において研究データの保存等に関するガイドラインを定めている。(九州大学、P88)
- ・研究データについて、啓発パンフレットに「実験データの保存・開示等の必要性」を明記し誓約書の徴取、Web及び全学メールで注意喚起に努めている。(電気通信大学、P. 41)

○分野の特性をふまえた研究データ保存等の取組等

- ・エイズ学研究センター及び生命資源研究支援センターでは電子データについて一括管理を行っており、大学院生命科学研究部(保健学系)では電子データは外部と接続しないPCに蓄積している。(熊本大学、P. 95)
- ・データ保存について、芸術分野では、芸術作品そのものが研究成果とされ、不正防止にデータ保存が他分野に比べて重要とされない場合について分野の特性をふまえて整理している。(東京藝術大学、P. 34)
- ・学部の研究室が廃止される等の際、研究資料を大学博物館に受け入れている。(琉球大学、P. 102)

○研究データ管理の指針

- ・研究の電子データの管理の方法について学生向け及び教員向けの指針を設けている。(名古屋工業大学、P. 69)

○研究データ保存とレポジトリサービス

- ・電子データの保存について、大学のガイドラインにおいて、外部にある研究分野のレポジ

トリサービスを示し利用を推奨している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 110)

(4) その他研究公正の推進に向けた取組

○機関における管理・運営等と研究公正の推進

- ・内部統制の問題として研究公正に関する取組を位置付け「コンプライアンスハンドブック」等により普及啓発活動を行っている。(物質材料・研究機構、P. 26)
- ・研究公正に関する取組を大学のビジョンやガバナンスの問題に位置付けている。(岐阜大学、P. 63)
- ・研究公正の推進に関する取組を危機管理の問題として位置付けている。(京都薬科大学、P. 76)
- ・研究公正の推進に資するため、「誓約書」「研究データ保管管理簿」「研究データ引継ぎ等証明書」など各種様式を定め取り組んでいる。(室蘭工業大学、P. 11)
- ・教員の個人評価において、「研究活動に関して守るべき作法」として研究倫理についても自己点検の評価項目に含めている。(山形大学、P. 20)
- ・学長裁量経費において研究倫理教育に関するプロジェクトを実施しデータ管理の指針等を取りまとめている。(名古屋工業大学、P. 71)
- ・研究倫理教育に関して、外部の専門家を招へいし他機関とも連携して公開セミナーを実施するなど、教育内容の充実を図っている。(沖縄科学技術大学院大学、P. 109)

○研究公正に関する組織等の整備

- ・組織の整備を行い、研究不正等の調査業務については、研究推進担当ではなく、法務・コンプライアンス担当が行うこととしている。(九州大学、P. 89)
- ・研究担当の副学部長が研究公正推進室の室員となり不正防止のための環境整備等を所掌している。(岐阜大学、P. 63)
- ・アカデミック・メンターが行う研究に関する指導のなかに、研究公正の関する内容も含めて実施している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 112)
- ・研究倫理教育について、研究推進機構のURA (University Research Administrator) が関与している。(横浜国立大学、P. 46)
- ・新規立ち上げの研究室に対して出前講座を実施し研究倫理教育を行っている。(沖縄科学技術大学院大学、P. 106)

○研究倫理に関する図書館との連携

- ・学長裁量経費教育改革推進事業で図書館の蔵書とした生命倫理・医療倫理・研究倫理関連の文献及び視聴覚教材を「倫理図書コーナー」に設置し利用環境を整備している。(京都

薬科大学、P. 75)

- ・ 附属図書館では、「琉大生のための情報リテラシーガイドブック」において、著作権と引用、研究倫理等、研究情報の正しい活用を取り上げている。(琉球大学、P. 102)

○学位論文等に関する研究倫理の取組

- ・ 学位論文の審査において研究倫理に関する内容についても審査することを定めている
(福岡教育大学、P. 82)
- ・ 博士論文の作成指針において、研究倫理に関する内容を定めている。(横浜国立大学、P. 49)
- ・ 博士論文の提出にあたって、論文剽窃・盗用検知システムによる論文チェックを行い、「博士論文の剽窃等に係る申告書」を提出することとしている。(名古屋工業大学、P. 67)
- ・ 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドラインを定めている。(東京藝術大学、P. 34)

○研究紀要に関する研究倫理の取組

- ・ 研究紀要の投稿に関して、研究活動上の不正行為の防止に資するため、大学紀要掲載予定論文について研究倫理等について自己点検を提出することとしている。(福岡教育大学、P. 81)